

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成27年12月22日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当：大北  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成28年度税制改正大綱 Part III 国外関連

### 1. 国外転出等時課税制度【所得税】

#### (1) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（以下、贈与等時課税制度）

<b>概要</b>	相続の開始の日の属する年分の所得税について、贈与等時課税制度の適用を受けた居住者は、 <b>一定の事由</b> が生じたことにより、非居住者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下、「対象資産」という）が当初申告と異なることとなった場合には、 <b>一定の期間中に修正申告書を提出しなければならない、又は、更正の請求ができる。</b>
<b>適用開始</b>	平成28年1月1日以後に一定の事由が生じた場合
<b>一定の事由</b>	① 未分割財産について、民法の規定による相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして贈与等時課税制度の適用があった後に、遺産分割が行われたこと ② 強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと ③ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと ④ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと ⑤ 相続等により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについて判決があったこと ⑥ 条件付きの遺贈について、条件が成就したこと
<b>一定の期間</b>	上記記載の一定の事由が生じた日から4か月以内
<b>修正申告をしなければならない場合</b>	当初申告より税額が増加する場合等
<b>更正の請求ができる場合</b>	当初申告より税額が減少する場合等

#### (2) 対象となる有価証券等の範囲の縮小

<b>概要</b>	対象となる有価証券等の範囲から、以下のものを <b>除外する。</b>
<b>適用開始</b>	平成28年分以後の所得税
<b>有価証券等の範囲から除外</b>	新株予約券その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるもの

#### (3) 納税猶予期限の見直し

- 平成28年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合に下記内容を適用する。
- 国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日又は贈与の日若しくは相続開始の日から**5年4月を経過する日**とする。（現行：5年を経過する日）

#### (4) 国外転出等時課税制度の適用を受けていない場合の対象資産の取得価額の適用除外

<b>概要</b>	国外転出等の日の属する年分の所得税につき、国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用を受けていない場合には、 <b>次の措置等を適用しない。</b>
<b>適用開始</b>	平成28年分1月1日以後に帰国等をした場合
<b>措置等</b>	国外転出の時に保有等をしている対象資産又は贈与若しくは相続により移転した対象資産について、取得価額をその国外転出の時又は贈与若しくは相続の時における価額をもって取得したものとみなす

#### (5) 国外転出時課税制度適用後に有価証券等を譲渡した場合の取扱いの明確化

<b>概要</b>	国外転出時課税制度の適用を受けた者で納税猶予の適用を受けている者が、国外転出の後に有価証券等の譲渡をした場合において、その譲渡等をした有価証券等がその国外転出の時に有していたものであるかどうかは、次のよう判定する。
<b>適用開始</b>	平成28年分1月1日以後の譲渡等
<b>判定方法</b>	① 「納税猶予の適用を受けている有価証券等（贈与等により取得した有価証券等でその贈与者が納税猶予の適用を受けているものを含む。）」と「納税猶予の適用を受けていない有価証券等」に区分し、「納税猶予の適用を受けていない有価証券等」から先に譲渡したものとする。 ② 「納税猶予の適用を受けている有価証券等」を譲渡したものとされる場合には、先に取得したのから先に譲渡したものとする。